

## 立看板の設置条件の緩和とその前提条件について (2)

【ご質問・ご要望】（投稿日：2019年5月17日）

「立看板の設置条件の緩和とその前提条件について」に対するご回答にあるような、京都市からの指導に盲目的に従ったわけではなく、あくまでも自主的な判断として対応したとする姿勢は、大学自治（≠学生自治）を守るうえである程度望ましいと考えます。大学当局の方々がこのような建前を採用しておられた可能性を失念しており、質問に問題があることに気づきましたので、これを踏まえて、再度質問・要望します。

1. 「法令（景観条例や道路法等）の改正等により社会的責任を果たす必要が消滅したり、道路にはみ出さないように設置する・安全な設置方法をとることにする等の別の手段で社会的責任を果たせるようになったりし、そのうえで京都大学の構成員（学生を含む）から擁壁等に立看板が設置できるようにするための立看板規程改正の要望・要求等があった場合には、その求めに応じることができる」と考えてよろしいでしょうか。よくないのであれば、その理由を詳しくお聞かせください。

2. 1の考えでよいのであれば、もし1で述べたような状況が整い、京都大学の構成員から立看板規程改正の要望・要求等があった場合には、その求めに応じるよう要望します。

ご回答よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2019年6月20日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

現段階で仮定の話にお答えすることはできません。